

居住支援業務委託
プロポーザル(参加申込)に関する質問とその回答について

| No | 内容 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | <p>提出書類について 法人概要書とは、ご提示いただいた様式2を指しておりますでしょうか。 それとも、当方にて作成した書類の提出が必要となりますでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。</p> | <p>法人概要書については、参加希望者の任意の様式で作成いただき、それとは別に、様式2（居住支援法人の活動状況）も提出いただくようお願いいたします。</p> |
| 2 | <p>面談による相談業務の受付について 仕様書（案）5 履行日時（1）面談による相談業務は、週1回、13時から17時まで（土日祝日及び年末年始を除く）とする。 とございますが、当該面談の受付予約は受託者ではなく区職員が行うという認識で相違ないでしょうか。</p> | <p>仕様書（案）「5 履行日時（2）電話による相談業務」の中で、受託者が面談による相談が必要と判断した場合、予約受付を行うことを想定しています。その他、区役所窓口等に相談にいらした区民の方については、区職員が面談の予約受付を行うことも想定されますので、予約スケジュールについては、区・受託者で情報共有しながら決めていく必要があります。</p> |
| 3 | <p>電話による相談の履行場所について 仕様書（案）5 履行日時（2）電話による相談業務は、週2回、8時30分から17時まで（土日祝日及び年末年始を除く）とする。 とございますが、当該業務場所は受託者の事務所等を想定されておりますでしょうか。</p> | <p>お見込みの通りです。</p> |
| 4 | <p>電話による対応の詳細について 仕様書（案）6 委託内容（4）その他の業務①要配慮者等からの問合せ対応 要配慮者等からの問合せ・相談に柔軟に対応できるよう、また、本区と綿密な連絡が取れるよう、電話等の連絡手段を確保すること。 とございますが、ここでいう電話は受託者が準備した電話番号で、区からの連絡、面談後の相談者とのやりとりや不動産店とのやりとり等随時に当該電話番号でやり取りする業務フローであり、受託者の代表番号の他、担当者ごとの業務携帯電話番号等でのやりとりを想定しておりますが、相違ないでしょうか。</p> | <p>仕様書（案）「6 委託内容（4）その他の業務①要配慮者等からの問合せ対応」にある通り、区は連絡手段の確保を求めています。そのための体制については、参加者の提案によるものと考えます。</p> |

| No | 内容 | 回答 |
|----|---|---|
| 5 | <p>本事業における支援対象者について仕様書(案)での記載が見つけられなかったため確認をお願いします。</p> <p>支援対象者は下記のどの属性になるのでしょうか。</p> <p><input type="checkbox"/>低額所得者</p> <p><input type="checkbox"/>被災者</p> <p><input type="checkbox"/>高齢者</p> <p><input type="checkbox"/>身体障害者</p> <p><input type="checkbox"/>知的障害者</p> <p><input type="checkbox"/>精神障害者</p> <p><input type="checkbox"/>子育て世帯</p> <p><input type="checkbox"/>ひとり親世帯</p> <p><input type="checkbox"/>外国人</p> <p><input type="checkbox"/>LGBTQ</p> <p><input type="checkbox"/>刑余者</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p> | <p>支援対象者(相談業務対象者)は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第2条に基づく者です。ただし、生活保護受給者は除きます。</p> <p>なお、協力不動産店への物件調査依頼は、上記の者のうち、板橋区内に住所を有し、区内転居を希望する者に限ります。</p> |
| 6 | <p>6 委託内容 (1)住み替え相談業務 ① 面談による相談業務について</p> <p>1. 面談は完全予約制でしょうか。</p> | お見込みの通りです。 |
| 7 | <p>6 委託内容 (1)住み替え相談業務 ① 面談による相談業務について</p> <p>2. 面談が予約制だった場合の受付、事前ヒアリング、日程調整は区と受託者のいずれが対応する想定でしょうか。</p> | 質問No.2と同様の回答です。 |
| 8 | <p>6 委託内容 (1)住み替え相談業務 ① 面談による相談業務について</p> <p>3. 予約制で予約が入っていない枠の履行日時に履行場所にいる必要の有無</p> | 相談は1日につき4枠を想定しています。従事者の体制については提案内容に含まれると考えておりますが、具体的には、提案採用者の選定後、協議してまいります。 |
| 9 | <p>6 委託内容 (1)住み替え相談業務 ② 電話による相談業務について</p> <p>1. 本事業の相談を受けるための専用電話番号を設ける必要の有無。</p> | 仕様書(案)「6 委託内容(4)その他の業務①要配慮者等からの問合せ対応」にある通り、区は連絡手段の確保を求めています。専用電話番号の有無は、参加者の提案によるものと考えます。 |
| 10 | <p>6 委託内容 (1)住み替え相談業務 ② 電話による相談業務について</p> <p>2. 弊社の就業時間が平日9:00~18:00だが、8:30からの受付体制は必須でしょうか。</p> | 区の業務委託になりますので、区役所の開庁時間(8時30分から17時)に合わせた業務時間としております。 |

| No | 内容 | 回答 |
|----|--|---|
| 11 | 6 委託内容 (1) 住み替え相談業務 ② 電話による相談業務について 3. 年間で何件程度の想定でしょうか。 | 250 件程度を想定しています。 |
| 12 | 6 委託内容 (1) 住み替え相談業務 ⑤ 処遇困難ケース対応について 1. 区から事前承諾を得ていない法人への連携は認められないのでしょうか。 例) 新たに指定を受けた居住支援法人等で事前申請していない場合 | 再委託については、事前に承認が必要です。新たな法人と連携する場合、その都度、再委託承認申請をしていただきます。 |
| 13 | 6 委託内容 (1) 住み替え相談業務 ⑤ 処遇困難ケース対応について 2. 東京都から居住支援法人の指定を受けている法人に以外でも承諾は得られるのでしょうか。 例) 他都道府県では指定を受けているが、東京都からは指定を受けていない板橋区を活動対象エリアとする法人 | 再委託承認申請に記載される再委託理由等を考慮し、承認の可否を決定します。 |
| 14 | 6 委託内容 (2) 伴走型支援について 1. 年間で何件程度の想定でしょうか。 | 30 件程度を想定しています。 |
| 15 | 6 委託内容 (2) 伴走型支援について 2. 伴走した実績件数に応じた単価契約でしょうか、それとも、実績件数に関わらず総価契約でしょうか。 | 本委託契約は、総価契約です。 |
| 16 | 9 業務上の実施条件 (2) 物件調査に係る情報収集について 現在の協力不動産店の数と、実際の稼働状況を教えてください。 例) 紹介物件情報を提供いただけている協力店数 | 協力不動産店は 143 店で、情報提供をいただく店舗数は 18 店程度です。 |

| No | 内容 | 回答 |
|----|---|---|
| 17 | <p>13 その他（２）（３）について （２）作業時間が超過する場合、および（３）貴区施設等へ出入りする場合は「届け出」と「承諾」についてですが、その場での口頭、や当日に電話といった手法でも対応いただけるのでしょうか。</p> <p>（当日に相談に対応する中で、相談が長引きそうなので、その場で「もう少しかかりそうですが延長しても大丈夫ですか？」等で問題ないかどうか）</p> | <p>仕様書（案）「５ 履行日時（３）伴走型支援業務」では業務時間を平日 8 時 30 分から 17 時としておりますが、相談者の都合等でそれ以外の日時に物件内覧等が発生する可能性もございます。その場合、事前連絡をいただきたいと考えております。</p> <p>また、本庁舎会議室での面談による相談業務については、相談の状況により長引くことも想定されます。多少の時間であれば、臨機応変に対応してまいります。一方で、庁舎の安全管理の視点から、一定の時間で区切る必要もございます。</p> <p>これらの事前連絡と承認について、具体的な方法については、提案採用者の選定後、協議してまいります。</p> |